

# 「津山中央病院医療研修センター」利用規約（院外）

平成 23 年 05 月 01 日 制定

平成 23 年 10 月 01 日 改定

令和 7 年 4 月 01 日 改定

## （利用目的）

第 1 条 「医療研修センター」は、医療系学生を含め、新人医師、新人看護師を始め医療技術職等の技術の向上、離職者の再就職時の教育、中学生・高校生への医療体験等、地域医療の再生と向上に寄与することを目的とする。

## （利用対象者）

第 2 条 津山中央病院職員以外の、以下の者に施設の利用を許可する。

- ・津山・英田・真庭地域の病院、診療所、福祉施設等の職員
- ・行政、消防職員
- ・医療関係学生
- ・地域の高校生、中学生等
- ・その他病院長から許可を受けたもの

## （利用可能施設）

第 3 条 利用可能施設は以下の通りとする。

- ・講義室、ミーティング室、カンファレンス室、トレーニング室

## （実施内容）

第 4 条 医療研修センターで実施される内容は下記のとおりとする。

- 1) 各種シミュレータを用いた教育プログラム（心肺蘇生講習会など）

- 2) 医療手技訓練
- 3) 地域医療研修会
- 4) 地域連携会議
- 5) その他、病院長より許可された内容

(利用日時)

第5条 医療研修センターが利用可能な日時は以下のとおりとする。

- 1) 原則 平日 9:00～20:00（準備、片付けの時間を含む）
- 2) それ以外の利用に関しては、目的や内容により病院長が判断する。

(利用の申請)

第6条

第1項 医療研修センターの利用を希望する者は「医療研修センター利用申請書・許可書」（様式1）を提出し、利用の許可を得なければならない。

第2項 記入が必要な内容は以下のとおりである。

- ・利用年月日
- ・利用時間（準備および片付けの時間を含む）
- ・利用の目的
- ・利用責任者の所属、連絡先等

第3項 医療研修センター管理品を院外に持ち出して使用することは、原則できないものとする。ただし、使用の要望がある場合には、「医療研修センター備品等の貸出に関する申請書」（様式2）を提出し、その可否を決める。

(利用時の立会い)

第7条 医療研修センターを利用する際は、院内インストラクター若しくは病院長の許可した責任者の立会いを原則とする。

(鍵の管理)

第8条

第1項 医療研修センターは原則施錠管理し、利用申請に基づき防災センターのスタッフによって開錠されるものとする。

(利用負担金)

第9条

第1項 医療研修センターの利用料金は、次の通りとする。 (施設・設備利用料金)

1) 講義室	1時間につき 4, 000円
2) ミーティング室	1時間につき 1, 000円
3) カンファレンス室	1時間につき 1, 000円
4) トレーニング室	1時間につき 4, 000円

ただし、病院長の許可がある場合にはこの限りではない。

第2項 使用負担金は、原則利用希望日の前営業日までに法人本部へ持参のこととする。前営業日までに利用負担金の支払いがない場合は、医療研修センターの利用申請はキャンセルされたものとみなす。

(消耗品の使用)

第10条 トレーニング室内の消耗品（シミュレーター付属の消耗品も含む）の利用については、原則利用者側の実費負担とする。

(破損・紛失)

第 11 条 医療研修センターの施設、および物品を破損、紛失した場合は、速やかに企画管理グループに申し出て、その指示を受けなければならない。適切に利用されていなかった場合の破損・紛失、および無断でシミュレータ等を持ち出した場合の破損・紛失は、利用責任者の弁済を請求する。

(利用制限・禁止)

第 12 条 利用者が本規約で定める内規に違反する行為をした場合、病院長によって利用を制限、または禁止されることがある。

(規約の改廃)

第 13 条 この規約の改廃は、病院長が決定する。

附則 1 この細則は平成 23 年 5 月 1 日から施行される。

附則 2 この細則の改定は平成 23 年 10 月 1 日から施行される。

附則 3 この細則の改定は令和 7 年 4 月 1 日から施行される。